

令和3年度

| | | | |
|----------|---------|-----|--|
| 受付 番号 | 種 目 番 号 | 連絡先 | 委託担当 都市整備局都市交通課 横田 航也 電 話 671-4128 |
|----------|---------|-----|--|

設 計 書

1 委 託 名 環境教育出前講座動画制作業務委託

2 履 行 場 所 都市整備局 都市交通課

3 履行期間 期間 年 月 日 から 年 月 日まで
又は期限 期限 令和3年 11月 30日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
公共交通利用促進のために本市がこれまで市内の小学生を対象に行ってきたモビリティマネジメントについて環境の視点から学ぶ出前講座の内容に関する動画を制作することを目的とする。

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

| 業 務 内 容 | 履 行 予定月 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 |
|---------|------------|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

| | |
|---------------|---------|
| 委 託 代 金 額 | ¥ _____ |
| 内 訳 業 務 価 格 | ¥ _____ |
| 消費税及び地方消費税相当額 | ¥ _____ |

内 訳 書

| 名 称 | 形状寸法等 | 数 量 | 単 位 | 単 価 (円) | 金 額 (円) | 摘 要 |
|--------------------------|-------------|-----|-----|------------|------------|-----|
| 企画費 | 特記仕様書 参照 | 1.0 | 式 | | | |
| 動画制作 | | | | | | |
| キャラクター アニメーション 制作費 | 特記仕様書 参照 | 1.0 | 式 | | | |
| ナレーション 費 | 特記仕様書 参照 | 1.0 | 式 | | | |
| 編集費 | 特記仕様書 参照 | 1.0 | 式 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 業務価格 | | | | | | |
| 消費税及び地方 消費税相当額 | | | | | | |
| 委託代金額 | | | | | | |

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

(平成31年4月改訂)

委託業務仕様書（横浜市都市整備局）

本委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は下記のとおりとする。

なお、仕様書、特記仕様書、適用図書は、原則として最新版を適用するものとする。

・仕様書等（使用は)

- 横浜市土木設計業務共通仕様書
- 土木設計業務特記仕様書
- 設計業務数量算出基準
- 横浜市測量業務共通仕様書
- 測量業務特記仕様書
- 測量標等特記仕様書
- 横浜市地質調査業務共通仕様書
- その他（別添仕様書及び特記仕様書）

・受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 「個人情報取扱特記事項」

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

- 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

- 電子納品に関する事項

受託者は、成果品を本市「設計業務等の電子納品要領（案）土木編」及び設計図書に基づき電子媒体（CD-R・DVD等）で正副各1部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品運用ガイドライン（案）[業務編]・[地質・土質調査編]・[測量編]」を参考にするものとする。

・適用図書と入手先

各適用図書はホームページに掲載していますので、ご利用ください。アドレスは下記のとおり。

(1) 横浜市土木設計業務共通仕様書、横浜市測量業務共通仕様書、横浜市地質調査業務共通仕様書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itaku-siyousyo.html>

(2) 土木設計業務特記仕様書、測量業務特記仕様書、測量標等特記仕様書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>

(3) 横浜市土木工事共通仕様書（主に材料の品質・規格等に関すること。）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/shiyosho/kyoutuu-siyousyo.html>

(4) 土木工事施工管理基準、土木工事検査書類作成マニュアル、設計業務数量算出基準、道路構造物標準図集

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/>

(5) 個人情報取扱特記事項、誓約書及び研修実施報告書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjohohogoseido.html>

(6) 電子納品に関する要領・基準

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html

環境教育出前講座動画制作業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、本市契約規則に従い、横浜市の指示のもとに受託者が実施する「環境教育出前講座動画制作業務委託」に関して適用する。

2 目的

本業務は、公共交通利用促進のために本市がこれまで市内の小学生を対象に行ってきたモビリティマネジメントについて環境の視点から学ぶ出前講座の内容に関する動画を制作することを目的とする。

【参考 HP】横浜市 出前講座のページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/mobility/mmdemaekouza.html>

3 業務概要

(1) 内容

ア 企画

- ・ 別途市が提示する構成案（参考参照）を踏まえた構成及び台本（絵コンテ等）を作成する。
- ・ 既存の出前講座等の内容を参考に、交通手段と地球温暖化との関係やバス等の公共交通利用促進についての情報やデータを小学生（高学年を想定）にわかりやすく伝える内容とする。
- ・ 本市が提供するキャラクターのイラストを基にアニメーション形式を用いて、クイズを入れる等、子どもたちが興味を持つ内容となるよう工夫する。

イ 動画制作

- ・ 3(1)アで作成した内容を基に、アニメーションを制作する。
- ・ 制作する動画は、25分程度とする。
- ・ 日本語の字幕をつけ、漢字にはルビを振る。
- ・ 可能な限り、ナレーション（2役を想定）を入れる。また、必要に応じて BGM、効果音等を付与する。
- ・ カラーユニバーサルデザインに留意すること。
- ・ 校正は2回以上とする。

(2) 規格

- ・ 横向き
- ・ 画角は 16 : 9、画質はフルハイビジョンとする。
- ・ DVD ドライブ付コンピュータや YouTube で再生可能な形式とする。

4 委託期間

契約決定日から令和3年11月30日まで

5 業務遂行上の注意

- (1) 業務の実施に際して、委託者が指定する職員の指示に基づき十分協議すること。
- (2) 業務の進捗状況については、委託者に適宜連絡をすること。
- (3) 声優や資料、機材を手配する場合には、費用は委託料の範囲内で受託者が負担すること。
- (4) 声優、BGM等の音楽素材が必要な場合には、著作権等に係る調整を行い、動画上映・配布の同意を得ること。
- (5) 本業務を進めるにあたって、本仕様書記載事項または本市が指示した事項以外に疑義が生じた場合は、すみやかに委託者に相談すること。

6 成果品等

- (1) 成果品：動画の電子データ（DVD-R等）：1式
- (2) 成果品の納入は、横浜市都市整備局都市交通課とする。
- (3) 成果品の制作及びその変更にあたっては、職員の指示に従うこと。
- (4) 成果品のすべては委託者の所有とし、受託者は委託者の承認を受けずに公表してはならない。
- (5) 横浜市は、本業務の成果品を期間の限りなく無償で、インターネット、DVD等あらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- (6) 成果物の著作権、著作権（著作権法第27条・28条に規定する権利を含む）、利用権は、横浜市に帰属するものとする。また、横浜市と横浜市が指定する第三者に著作者人格権は行使しない。成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用検討に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。))の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合は、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。



●「僕はモビリティマネジメントの妖精、モビマネくん！
 いまから、「かしこい移動」について考えてみよう。」
 男の子「かしこい移動？」
 女の子「なんだかわからないけど知りた〜い」



●「じゃあ、まずは地球のお話から。
 地球温暖って知ってる？」

女の子「ニュースで聞いたことある！
 えーっと、昔に比べて、
 地球の温度がだんだん高くなってきている現象だったよね。」

●「正解！
 地球温暖化とは、地球全体の平均気温が上昇している状態のことだよ。」

地球温暖化の原因は、
 地球をおおっている二酸化炭素などの「温室効果ガス」が増えたことといわれているよ。

昔の地球は、
 温室効果ガスの量が生き物にとってちょうどよく、
 太陽の熱がほどよく宇宙に逃げていたんだ。

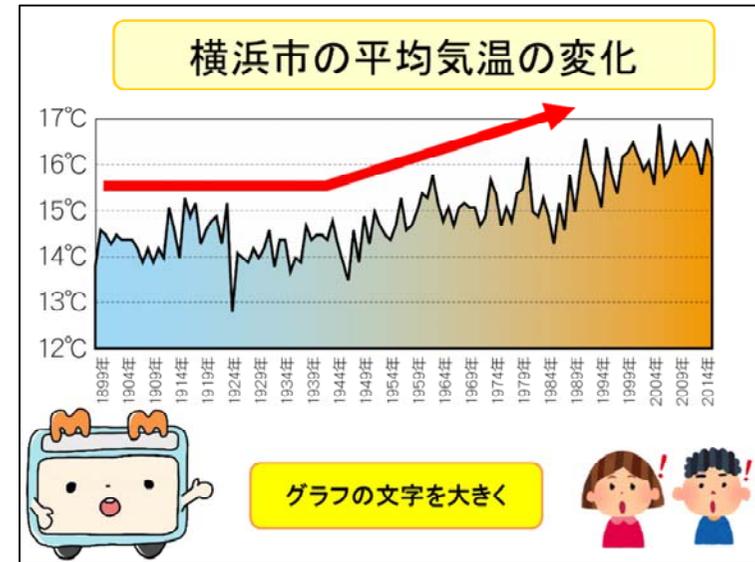
今の地球は、温室効果ガスが増えたことで、
 宇宙に逃げられない太陽の熱が出てきてしまい、
 地球の温度が上がってきているんだよ。」

(2人、感心した表情でうなづく)



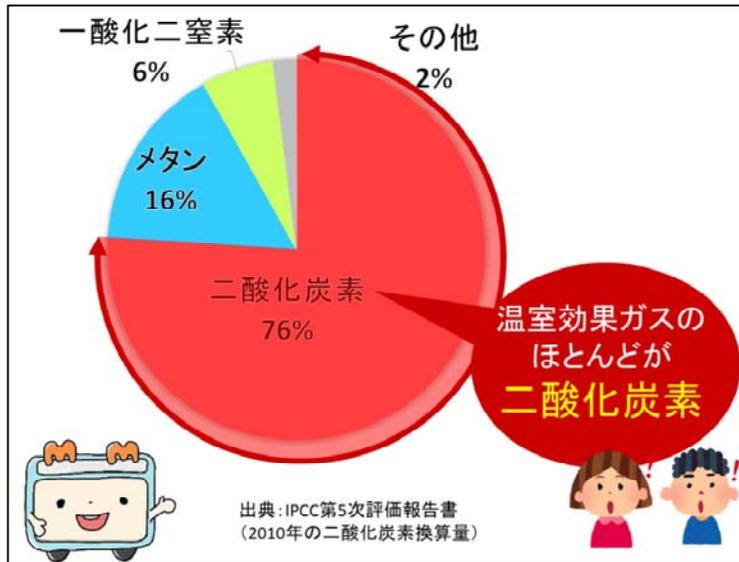
●「地球の温度が上がると、南極や北極の氷がとけだして、そこに住むペンギンやクマなどの生き物たちが生きていけなくなってしまうんだ。さらに、氷がとけたことで海の水が増えると、小さい島は海に沈んでしまう可能性もある。他にも、大雨が増えたり、土がカラカラに乾いてしまい、農作物が育たなくなったりするかもしれないんだよ。」

(2人、心配そうな表情)



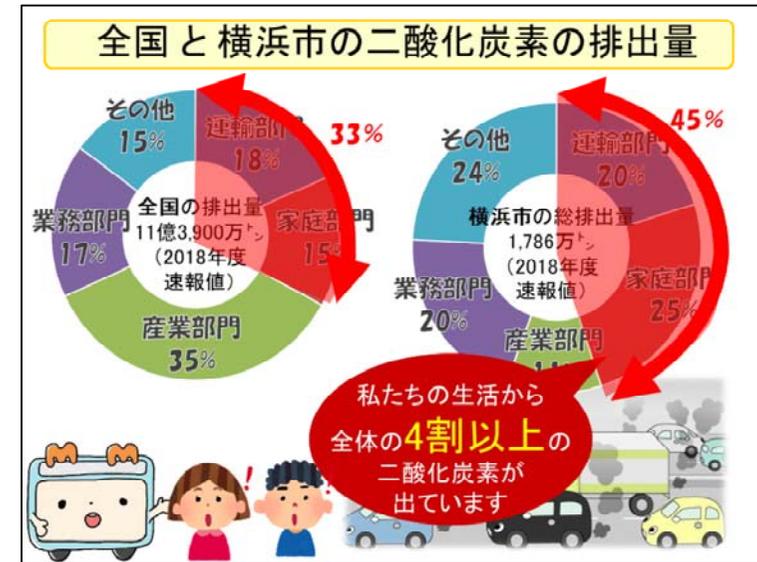
●「ちなみに、横浜市では、横浜市ができた 1900年ごろから『平均気温が2℃くらい』高くなっているんだ」

(2人、感心してうなづく)

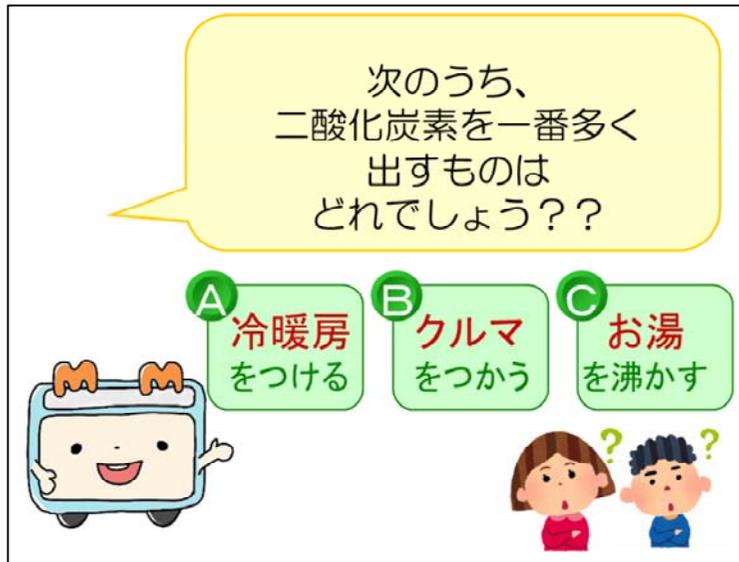


●「この、温室効果ガスが増える原因となっているのが二酸化炭素(CO2)の増えすぎだといわれているよ。二酸化炭素は、石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料をもやすと発生するんだ。」
女の子・男の子「へえ〜！」

出典: 人為起源の温室効果ガスの総排出量に占めるガスの種類別の割合 (2010年の二酸化炭素換算量での数値: IPCC第5次評価報告書より)



●「例えば、普段僕たちが使っている物を作るときや、電気を使ったり、自動車や電車の乗り物を動かすときなど、僕たちの身近なところで二酸化炭素が出ているんだよ。」
男の子「知らなかった〜」

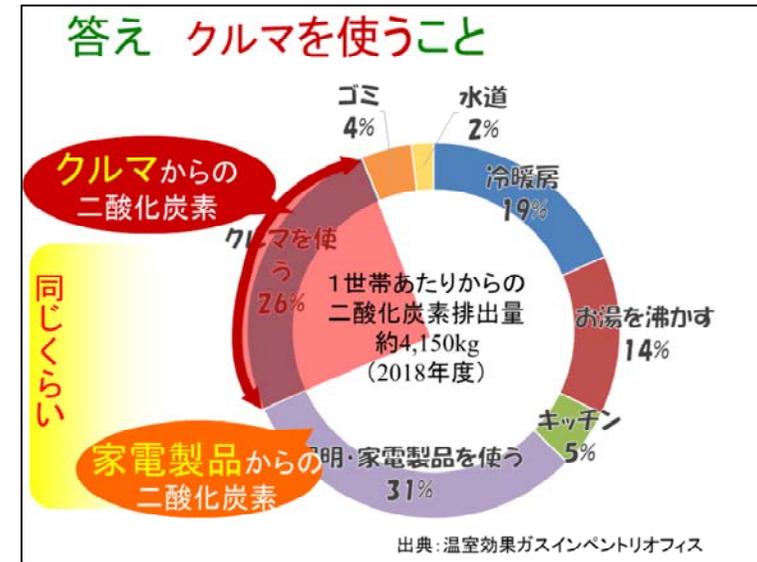


- 「じゃあ、いつもの生活の中で『次のうち、二酸化炭素を一番多く出すもの』は、どれでしょう？」

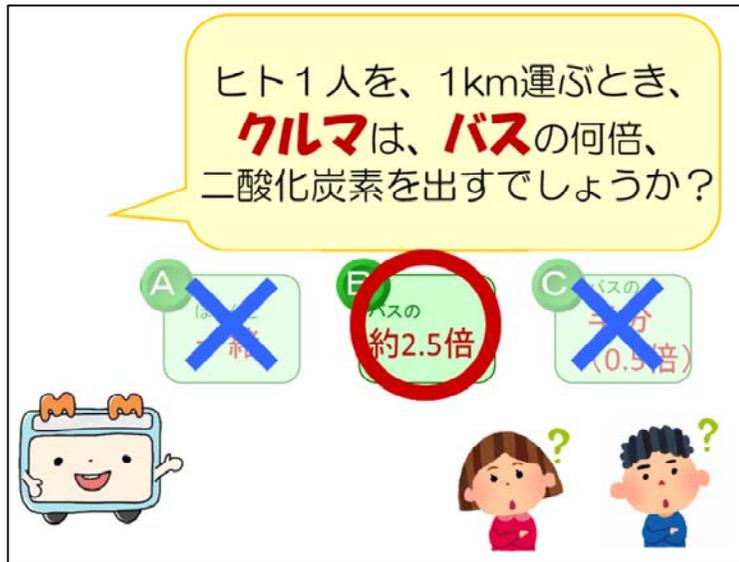
(クイズBGM)

男の子「うーん、お母さんがエアコンは電気代がかかるっていったから...
冷暖房をつける？」

(ハズレ の効果音)



- 「正解は、「B クルマをつかうこと」でした。」
男の子「え？ そうなの？」
- 「グラフを見て分かるように、暮らしの中でのクルマからの二酸化炭素は約30%にもなっているんだよ。」



- 「じゃあ、またまた問題。
ヒト1人を、1km運ぶとき、
クルマは、**バス**の何倍、二酸化炭素を出すと思う？」

(クイズBGM)

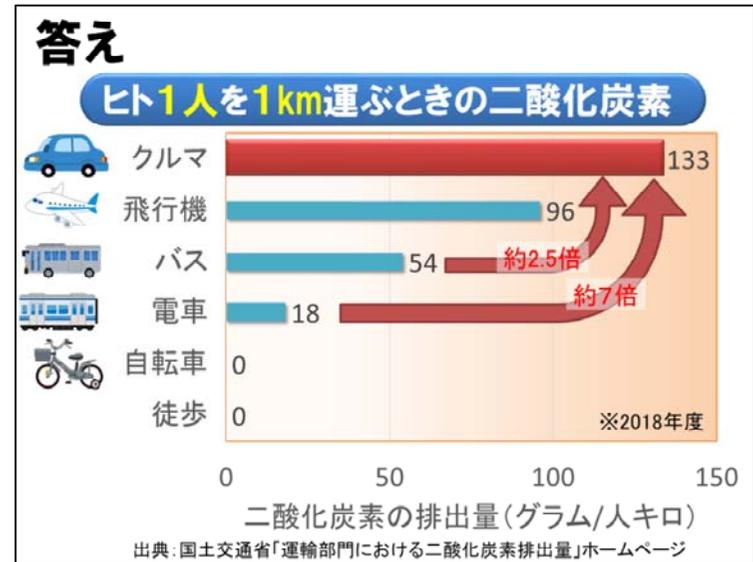
女の子「うーん、同じくらい？
いや、バスの方が大きいから、たくさん出そうだけど・・・
ヒントは？」

- 「ヒト1人で考えるとポイントだよ。」
- 女の子「もしかして、1人あたりで考えると、
たくさん乗れる方が
二酸化炭素を出す量は少ない？」

(モビマネ君 !!!)

女の子「じゃあ、Bのバスの2.5倍」

- 「正解！」
- 女の子「やったー」

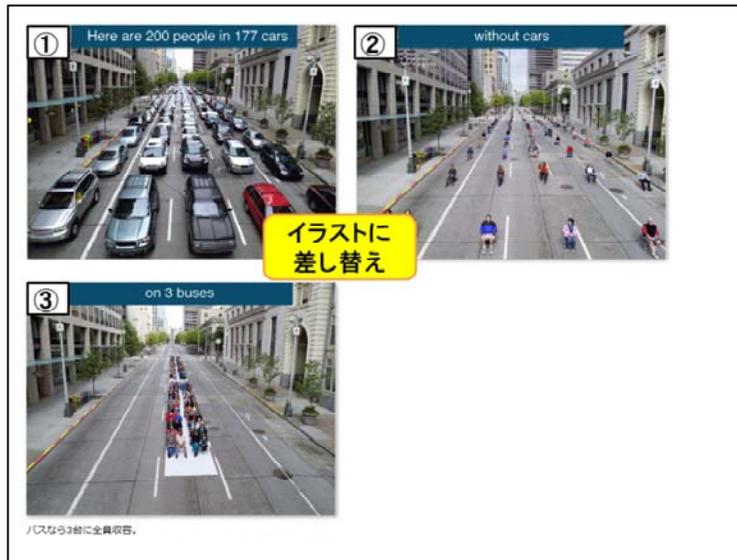


- 「ヒト1人を、1km運ぶときに出る二酸化炭素の量を見ると、
(車のグラフが赤くなる)
クルマは、**バス**の約2.5倍の二酸化炭素を出すんだ。
(バスから車へ矢印出る)

電車と比べると、約7倍にもなるんだよ。
(バスから車への矢印消え、電車から車への矢印出る)」

女の子「そんなに違うのね！」

- 「1人あたりで考えると、たくさん乗れるほうが、
二酸化炭素を出す量は少ないんだね。」



(①～③が少しずつ出てくる。)

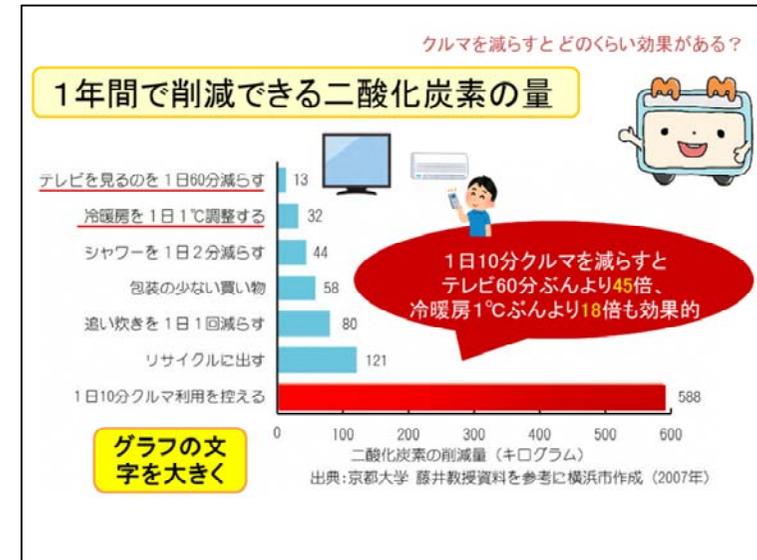
●「今の話をわかりやすく絵で説明するよ。」

①この絵は、道路いっぱい、車で埋まっているよね。
大体170台の車があって
200人くらいの人に乗っているとすよ。

②車がないと、こういう状態。

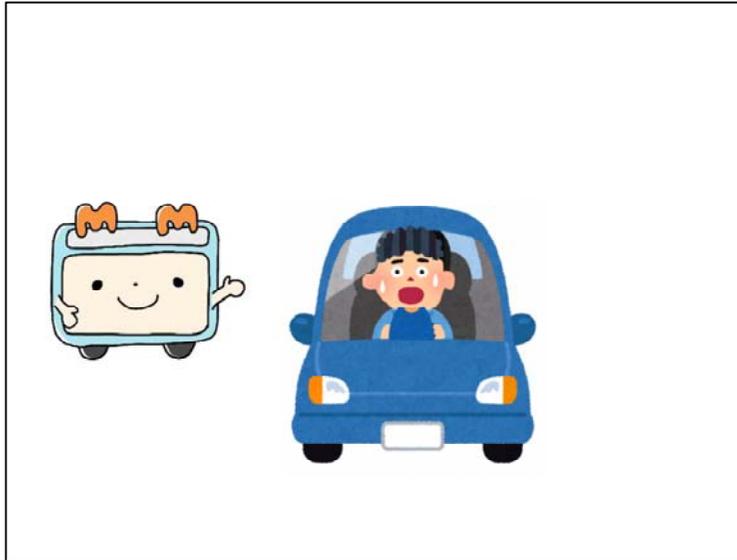
③この人たちが、みんなバスを使ったら、
3台で収まるんだ。」

男の子「みんなでバスを使うようになったら、
環境にやさしくなって、道路の渋滞も解決したね」



●「1日10分クルマの利用を減らすと
テレビ60分減らすより45倍、
冷暖房1℃調整するより18倍、効果があるといわれているよ。」

女の子「クルマをたった10分減らすだけでそんなに効果があるのね」



男の子「じゃあ、クルマを使っちゃだめってこと？」

●「そういうわけではないよ。」

じゃあ、今からクルマ以外の移動手段についても見て、それぞれの「良いところ」や「悪いところ」を考えてみよう。
女の子・男の子「はい」

色々な移動手段を比べてみると・・・

| | クルマ | 電車・バス | 自転車・徒歩 |
|-------------|------------------------|--------------------|------------------|
| 地球環境への影響は？ | ✗ 二酸化炭素がたくさん出てしまう | ○ 二酸化炭素があまり出ない | ○ 二酸化炭素はまったく出ない |
| 健康づくりへの効果は？ | ✗ クルマに乗るとほとんど歩かない | △ 駅やバス停までの移動が運動になる | ○ 目的地までの移動が運動になる |
| 移動にかかるお金は？ | ✗ ガソリン代やクルマを買うお金などがかかる | △ 電車やバスの運賃がかかる | ○ ほとんどお金がかからない |
| 事故に会う可能性は？ | △ 事故に会う可能性がある | ○ 事故に会う可能性は低い | △ 事故に会う可能性がある |

グラフの文字を大きく

●「いろいろな移動手段を、いくつかの視点からみてみよう。」

【環境】先ほどのおさらいですが、クルマはバスの3倍、電車の7倍のCO2を出す

【健康】同じ距離だと電車やバスの約半分しかカロリーが減らない

【お金】クルマは持っているだけで1日約2,000円かかります

【事故】50年クルマに乗り続けた場合3人に2人が人身事故を起こすかも・・・

じゃあ、便利さで考えてみるとどうだろう。

クルマを必要とする場面はどんなときかわかるかな。

女の子「たくさんお買い物をしたときとか？」

色々な移動手段を比べてみると・・・

| | クルマ | 電車・バス | 自転車・徒歩 |
|--------------|--------------------|------------------|--------------------|
| どこにでも行ける？ | ○好きな場所に行くことができる | △駅やバス停があれば行ける | ✕あまり遠くまで行くことができない |
| いつでも行ける？ | ○好きな時間に出かけられる | △電車やバスが動いている時間だけ | ○好きな時間に出かけられる |
| 目的地に止められる？ | ✕駐車場がないとクルマを止められない | ○とめる場所を考えなくて良い | △自転車は駐輪場がないと止められない |
| 子どもだけで移動できる？ | ✕免許がないと運転できない | △運賃を払えば利用できる | ○簡単に利用できる |

便利さを考える時・・・

グラフの文字を大きく

●「そうだね。」

クルマはどこにでも、いつでも行くことができるから、赤ちゃんがいて、大きな荷物を運ばなくてはいけないとき、お年寄りや体の不自由な人と移動するとき、大人数で移動するときなど、場面によってはとても便利だね。」

男の子・女の子「うん。」

●「ただ、免許がないと利用できないから、

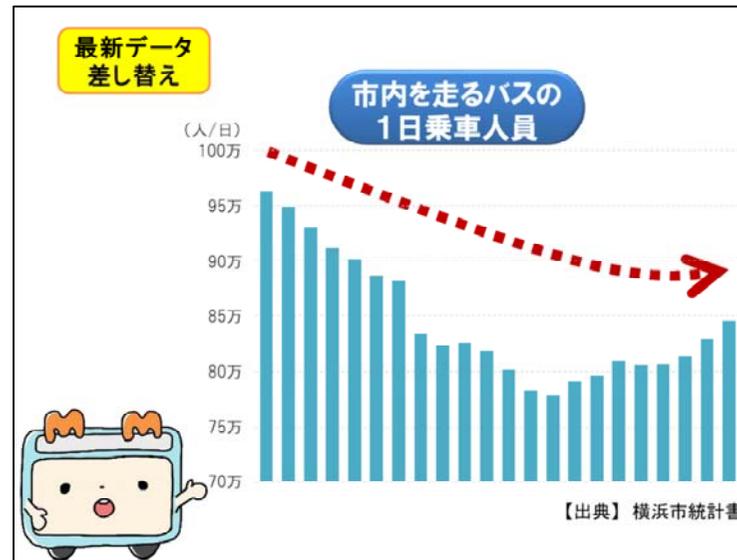
子どもだけだと移動できなかったり、渋滞で道路が混んでいると、目的地に着くまで時間がかかることもあるね。」

男の子「そっかー。移動手段には、それぞれ「良いところ」「悪いところ」があるんだね」

●「そう。だから、移動手段を選ぶときは、

環境のことや一緒に行く人、そしてバスのこれからのことなどいろいろな視点で、適したものを選ぶことが大切なんだよ。

色々な移動手段をまずは知って、それを使いこなせるようになると、地球にも、ヒトにもやさしい『かしこい移動』ができるようになるね。」



●「じゃあここからは、バスや電車についてもっと詳しくなろう。」

女の子・男の子「はい」

●「このグラフは、市内を走るバスの

1日の乗車人員の傾向を示しているんだ。」

女の子「昔と比べると、今は減ったんだね。

じゃあ、電車は？」



●「このように、電車の乗車人数は年々増えているんだよ。」

じゃあ、どうしてバスの利用者は減っているのに、
鉄道の利用者は増えていると思う？」

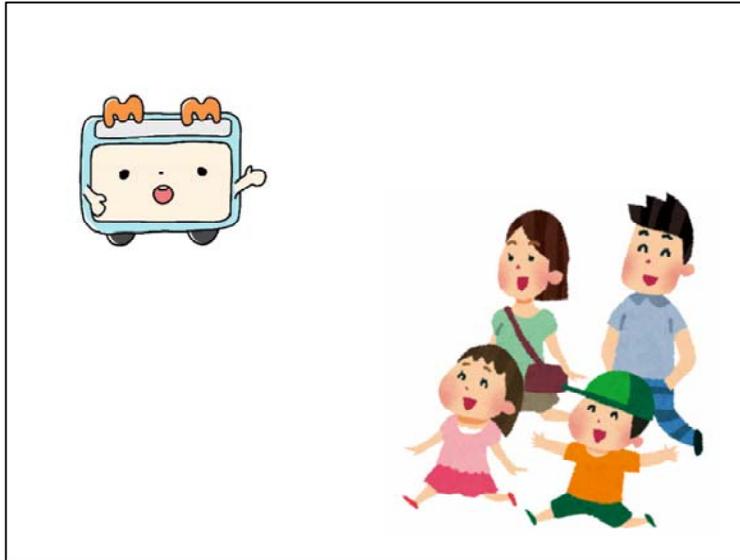


男の子「うーん、クルマが便利だから？」

●「それも、考えられるね。ほかにも、

例えば、

- ・電車ができたので電車を使うようになった
- ・学校を卒業して引っ越した
- ・体の調子が悪くなってお出かけできない
- ・駅の近くに引っ越しをした
- ・在宅勤務になって家からでなくなった
- ・退職して会社に行かなくなった などが考えられるかな。」



●「普段バスに乗ることはある？」
 男の子「前に家族で動物園に行ったときに乗ったよ！
 最近は、クルマでのお出掛けが多いかも。」

●「確かにクルマは便利だね。
 でも、このままバスを使う人が減ると、
みんなが大人になったとき
バスが無くなってしまうかもしれないんだよ。
 そうなると、将来おじいちゃんおばあちゃんになって
 クルマが運転できなくなったときに困るよね。」

女の子「私のおばあちゃんも、最近クルマを運転するのやめたって言ってた！
 もしバスがなくなると、お出掛けできなくなっちゃうね・・・」

●「だから、**将来、バスがなくならないように**
 また、**地球環境のこと**も考えて、**バスも上手に使ってみようね。**」

男の子・女の子「分かった！」



●「このサインは見たことあるかな。
 これは持続可能な世界を実現するために国連が掲げている
 世界共通の17の目標なんだ。
 地球環境についても、13「気候変動に具体的な対策を」として位置付けられているん
 だよ。
 みんなが学校で学ぶ

(13を枠などで目立たせる)

世界の様々な問題を解決するには、自分には関係ないじゃなく、
 一人一人が考え、行動することが大事なんだよ。」

女の子「みんなが心がけることで、みんなの生活がより良くなるんだね。」

(1) 車いすを使っている人と2人で、
隣のまちまで筆箱を買いに行くには？



- 「じゃあ、今までの話も踏まえ、最後にちょっと考えてみよう。
第一問 車いすを使っている人と2人で、
隣のまちまで筆箱を買いに行くには
どんな移動手段がいいと思う？」

(クイズBGM)

男の子「車いすを使っている人と一緒なら、自転車や歩いていくのは大変だから、電車かな！」

- 「いいね。いいね。
じゃあ、次！」

(2) 年配の方と2人で、少し離れた
まちまで辞書を買に行くには？



- 「第二問、
年配の方と2人で、少し離れた
まちまで辞書を買に行くには
どんな移動手段がいいと思う？」

(クイズBGM)

女の子「環境のことを考えて、安いし運動にもなるから、がんばって歩く！」

- 「最後まで頑張れるかな？
年配の方と一緒にであれば、長時間の移動は大変だろうし、
帰りの荷物も重くなるかもしれないよ。
移動を考えるポイントとしては、だれと、どこへ、何をしに行くかを考えると良いよ。」
女の子「それならバスがいいかな」

(3) 友達と2人で、少し離れたお店へ
ケーキを買いに行くには？



- 「じゃあ、第3問、最後だよ。
友達と2人で、少し離れたお店に
大きなケーキを買いに行くには？」

(クイズBGM)

- 男の子「自転車！と言いたいところだけど・・・
大きいケーキは崩れやすいし、かごにも入らないから、
今度こそ頑張って歩く！」
- 「しっかり「かしこい移動」が身についたみたいだね。」
男の子「やった。
これからのお出かけは、
だれと、どこへ、何をしに行くかを考えて、
環境にも、人にもやさしい移動をしてみるよ！」

横浜市 モビリティマネジメント 出前講座



もしもバスに興味を持ったら、こっちもおすすめ！

横浜市では、バスやタクシーなどの公共交通に関わる
バリアフリーやユニバーサルデザインについて、
体験学習を通じて学ぶ出前授業を行っているよ。

詳しくは、
「横浜市 モビリティマネジメント 出前講座」で検索してね。



アニメーション&音楽 ○○
企画 ○○
製作 横浜市都市整備局

エンディング